

3 事業支援

中小企業の方々への事業資金の供給を円滑にするため、長期・低利の融資制度（県や政府系金融機関）があります。

（1）県の融資制度

融資を利用できる方は、県内に事業所を有し、原則1年以上同一事業（信用保証協会の保証対象業種）を営んでいる方です。融資対象、限度額、利率、融資期間は、各制度によって異なりますので、詳しくは次の窓口にお問い合わせください。

主な融資制度は、次のとおりです。

〔広島県県費預託融資制度〕

- | | | |
|------------------|--------|----|
| ◆一般的な用途で資金が必要な方に | 一般資金 | |
| ◆小規模事業者の方に | 小口資金 | |
| ◆創業者の方に | 創業支援資金 | ほか |

問い合わせ先

広島県商工労働局経営革新課
☎082-513-3321

（2）政府系金融機関の融資制度

民間中小金融を補完するため、中小企業に対して直接融資を実施しています。

〔日本政策金融公庫〕

- ◆中小企業事業：近代化・合理化のための長期の設備・運転資金を供給
- ◆国民生活事業：小規模零細企業に対する融資を担当

さらに、中小企業施策の目的に沿った、いわゆる政策金融として、各種の特別貸付制度を設け、一般融資よりも金利などの条件面で優遇した融資を実施しています。

詳しくは、日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。